工事請負契約書(案)

1 工 事 名 湯殿山地すべり防止工事

2 工 事 場 所 山形県鶴岡市田麦俣字六十里山国有林75林班地内

3 エ 期 契約締結の翌日 から 令和7年12月19日 まで

4 請 負 代 金 額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金額 金 円

6 調 停 人

7 前 金 払 請負代金額の10分の 以内

8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会 []建設工事紛争審査会

9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用される ものは(〇印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除	選	 択	事		選択条項	
の区分	送	DΛ	7	块		
	契約保証金の納付	第4条 第1項 第1号				
	契約保証金に代	第4条 第1項 第2号				
	銀行、発注者が確	証 第4条 第1項 第3号				
	公共工事履行保	第4条 第1項 第4号				
	履行保証保険契約	第4条 第1項 第5号				
	(〕主任技術者 第10条 第1項 第2				
0	(第10条 第1項 第2号				
×	支給材料及び貸与品				第15条	
	前金払				第35条 第1項	
	中間前金払	第35条 第5項				
	部分払			回以「	内 第38条	
	部分払の対象とな	第38条				
0	国庫債務負担行為に係る契約の特則				第40条	

[注]国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙1を添付する。

10 建設発生土の搬出先等

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

11 解体工事に要する費用等

別紙2のとおり「注]

[注] 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第 1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

12 住宅建設瑕疵担保責任

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

13 特約事項

別紙3のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び公告日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 山形県鶴岡市末広町23番37号

(氏名) 分任支出負担行為担当官

庄内森林管理署長 石田 秀夫 印

受注者 (住所)

(氏名)

印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を選択した場合に添付する。)

別紙1

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択		事	項		選択条項	
	タムコケ 南にいはてき	6	年度		0 円	第40条第 1 項	
\circ	各会計年度における請 負代金の支払限度額	7	年度		円		
	ストエッスAM及帳		年度		- 円		
	支払限度額に対応する	6	年度		0 円	第40条第 2 項	
\circ	各会計年度の出来高予 定額	7	年度		円		
		-	年度		- 円		
	前金払					第41条	
X	翌会計年度の前払金相当			- 円	第41条第 3 項		
	部分払				第42条		
	前払金の支払を受けてい	いる		(a)		第42条第 2 項	
	場合の部分払額の決定			(b)			
	タヘミケウスションマがハギ		6	年度	口		
	各会計年度において部分 を請求できる回数	计厶	7	年度	口	第42条第 3 項	
			_	年度	0 回		

			建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)					
1	分別解体等の方法							
	工	工程	作業内容	分別解体等の方法				
	程	① 仮設	仮設工事	□ 手作業				
	ごと		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用				
	<u>こ</u>	② 土工	土工事	□ 手作業				
	作		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用				
	業	③ 基礎	基礎工事	□ 手作業				
	内		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用				
	容	④ 本体構造	本体構造の工事	□ 手作業				
	及		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用				
	び 解	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事	□ 手作業				
	体		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用				
	方	⑥ その他	その他の工事	□ 手作業				
	法	()	□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用				
(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載不要。								
2	解存	本工事に要する費用	月(直接工事費)	円 (税抜き)				
	(注)・解体工事の場合のみ記載する。							
	・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。							
		• 仮設費及	び運搬費は含まない。					
3			りの施設の名称及び所在地					
ļ	建調	投資材廃棄物の種類	顔 施設の名称	所 在 地				
-								
ļ								
-								
		/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		<u> </u>				
	には、記載不要。							
4	再光	登源化等に要する費	男田(古松丁市弗)	円 (税抜き)				
4	十寸 月	■派に寺に安りる』 (注)運搬費を含						
		(江) 壁脈質を含	1 ′ 0 °					

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱 (以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知さ れたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第20条により対応する。